

東京工勞組合綱領

吾等ハ労働組合主義ニ基キ労働階級ノ解放ヲ期ス
 吾等ハ團結力ヲ以テ公正ナル分配ノ實現ヲ期ス
 吾等ハ同業扶助ノ信義ヲ確立シ以テ新社会ノ建設ヲ期ス

本部報告

昭和五年九月大會以後六ヶ月間の東京工勞組合
 の一般情勢を報告すれば左の如し
 昭和四年七月頃より閣成立以來緊縮政策金解禁
 に依つて不景氣は深刻化する更に之に伴小産業合
 理化政策の強行は労働者の生活を極度に窮乏せ
 しめ今や吾々は極度の生活不安を招置してある。
 かくして起る資本家の攻勢に對して生活擁護のため
 必死の防衛闘争は辛辣に可はれ来たる例を
 おくれば

- 一、休日増制の実施
 - 二、劣悪な服装規定の改悪
 - 三、諸手当の撤廃
 - 四、請受單據の極端なる低下
 - 五、傳年制による合理的裁量
 - 六、時間の短縮に依る収入の激減
- 而かも之等の事實は過去六ヶ月間に急速な約瓶
 撃方針の資本家の攻勢であった。

爭議部報告

吾々が過去に於て未だ経験せざる此の深刻なる
 不景氣と暴虐なる資本家の攻撃と闘ひ来た
 経路は生活防衛の闘争であった。

斯くの如き情勢の下に於ける爭議は何れも勞
 働條件の改悪に對する防衛の闘争に外ならず

- 一、山越鉄工所爭議
- 支部名 第二支部
 人員 五十人
 紛議 四日間
 急業 一日間
 原因 皆勤手当撤廃
 期間 白昭和五年十月二十五日
 至昭和五年十月廿日
- 解決條件 労働組合の非公式公認
 二、池貝鐵工所爭議